

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	中山間地域等直接支払事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	1 豊かな緑と清流を守る			過疎地域自立促進特別措置法			
	(2)農地						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中山間地域等は平場地域と比較して、生産条件が悪く耕作放棄地が発生しやすい。そのため地域全体で優良農地を守る活動を進める必要がある。		平成20年度	82集落(7,039,736㎡)への中山間地域等直接支払交付金の交付。	地域の営農上不利益の是正活動を行うことにより適切な農業生産活動を継続し、農地の多面的機能を維持する。	74,314	
具体的な実施内容	農地の多面的機能を維持するため、特定農山村指定等内の農業振興地域農用地で1ha以上の纏まりがあるものに中山間地域等と平場地域との生産条件の格差是正の支援をする。		平成21年度	82集落(7,039,736㎡)への中山間地域等直接支払交付金の交付。	地域の営農上不利益の是正活動を行うことにより適切な農業生産活動を継続し、農地の多面的機能を維持する。	74,314	
事業の目的	中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるため農業の生産条件に関する不利を補正するため支援により、多面的機能の確保を図る。		平成22年度			0	
事業の効果	条件不利地域の農業振興・多面的機能の維持に大きな効果がある。						